

いじめ防止基本方針

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

- ①いじめは人権侵害であると同時にその行為は人として決して許されないものである。
- ②いじめはどの児童にも、どの学校・学級でも起こり得るものである。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命・身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(3) 学校としての構え

- ①児童の心身の安全・安心を最優先に未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、児童を見守る。
- ②全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ③未然防止のために学級経営または、異年齢集団における諸活動において「望ましい人間関係などで自己有用感を味わえる人間関係」を築く。
- ④いじめ防止・発見・解消に向けて保護者・地域との連携を図る。
- ⑤いじめは、以下の2つの要件を満たすことで解消とする。
 - ・心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること。
 - ・いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、被害児童本人及びその保護者への面談等により確認されていること。
- ⑥学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

2 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための組織づくり

<いじめ防止対策委員会>

いじめ防止法対策推進法22条に基づき、以下の委員で構成される。

【常設】校長、教頭、教務、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、低中高学年代表

【いじめ発生時】PTA、SC、SSW、学校評議員、市教育委員会、民生委員・児童委員

(1) アンケート調査等を含めた情報収集、校内連携体制

- ・年3回のいじめ実態調査アンケートの実施
- ・生活指導委員会等での情報交換

(2) 教育相談の充実

- ・組織的に対応するため、校長・教頭・教務・生徒指導担当・教育相談担当が中心となって、役割を明確にする。該当する児童・保護者の対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど各関係機関との連携を図る。

(3) 教職員の研修

- ・対応マニュアルを見直す。
- ・現職研修を受講し、報告・共有する。

(4) 保護者、地域との連携

- ① P T Aにおいて、いじめ防止の標語を作るなどの活動をする。
- ② いじめが発覚した場合、校長のリーダーシップのもと、組織的な初期対応を行う。
 - ・被害児童・加害児童の聞き取りと相互の言い分の一致不一致の明確化を行う。
 - ・確定事実や相互の言い分を保護者に正確に伝え、学校の指導方針、内容の共通理解を図る。
 - ・家庭でできることを明確に伝え、協力を得る。
 - ・学校における継続的な観察と、保護者との情報交換を適時行う。

(5) 関係機関との連携

市教育委員会、姫路警察署、子育て支援室、こども家庭センター、民生委員・児童委員、学校評議員 等

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ① 分かる授業の充実
- ② 心の通い合う教職員の協力協働体制
- ③ 自己肯定感・自己有用感を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

(2) 生命や人権を大切にす指導

- ① 人権教育の推進
- ② 道徳教育の充実
- ③ 体験活動の充実
- ④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

(3) 全ての教育活動を通した「自己指導能力」の育成

- ① ルール・規律が大切にされる日常生活の確立
- ② 自己有用感を味わえる共感的な人間関係の育成
 - 互いの良さで深まる話し合い活動の充実【言語活動】
 - 責任をもって役割を果たす学校レベルの児童集会や学校行事の推進
- ③ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
 - 保護者を交えた情報モラル教育の推進【P T Aとの推進活動】

4 いじめの早期発見

(1) 教職員のいじめに気づく力を高める

- ① 児童の立場に立って、児童の成長を支援する姿勢を持つ。
- ② 児童を共感的に理解するため、カウンセリングマインドを高める。

(2) 早期発見のための手だて

- ① 日々の観察～児童がいるところには、教師がいる体制～
- ② 観察の視点～集団を見る視点が必要～
- ③ 生活ノート～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～
- ④ 教育相談～気軽に相談できる雰囲気づくり～
- ⑤ いじめ実態調査アンケート～実施時の配慮が重要～

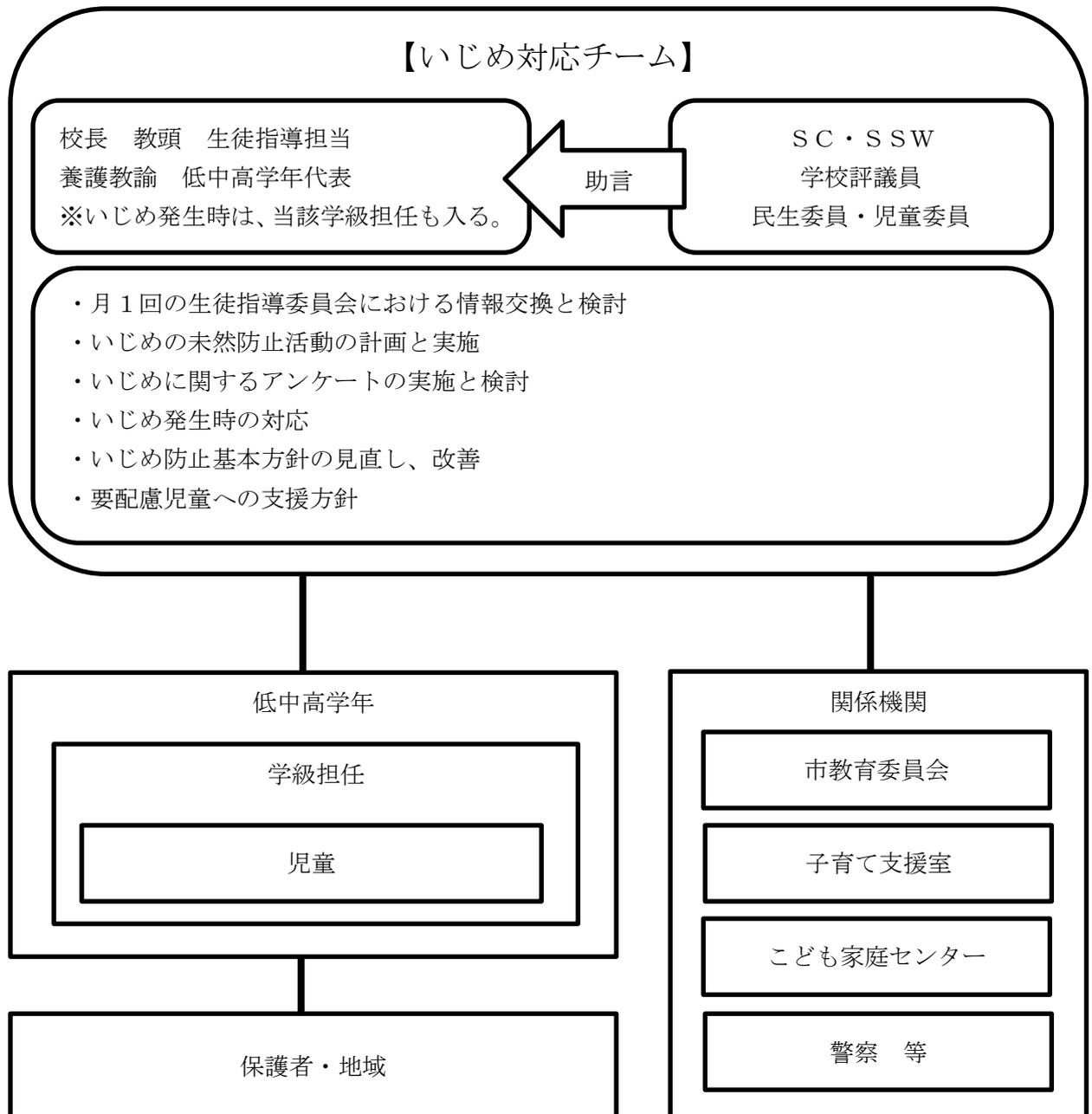
- ・ 全員分の回答用紙・・・・・・・・卒業時まで保存
- ・ 回答をとりまとめた文書・・・・5年保存

5 校内指導体制といじめ問題発生時の対応 【構造図参照】

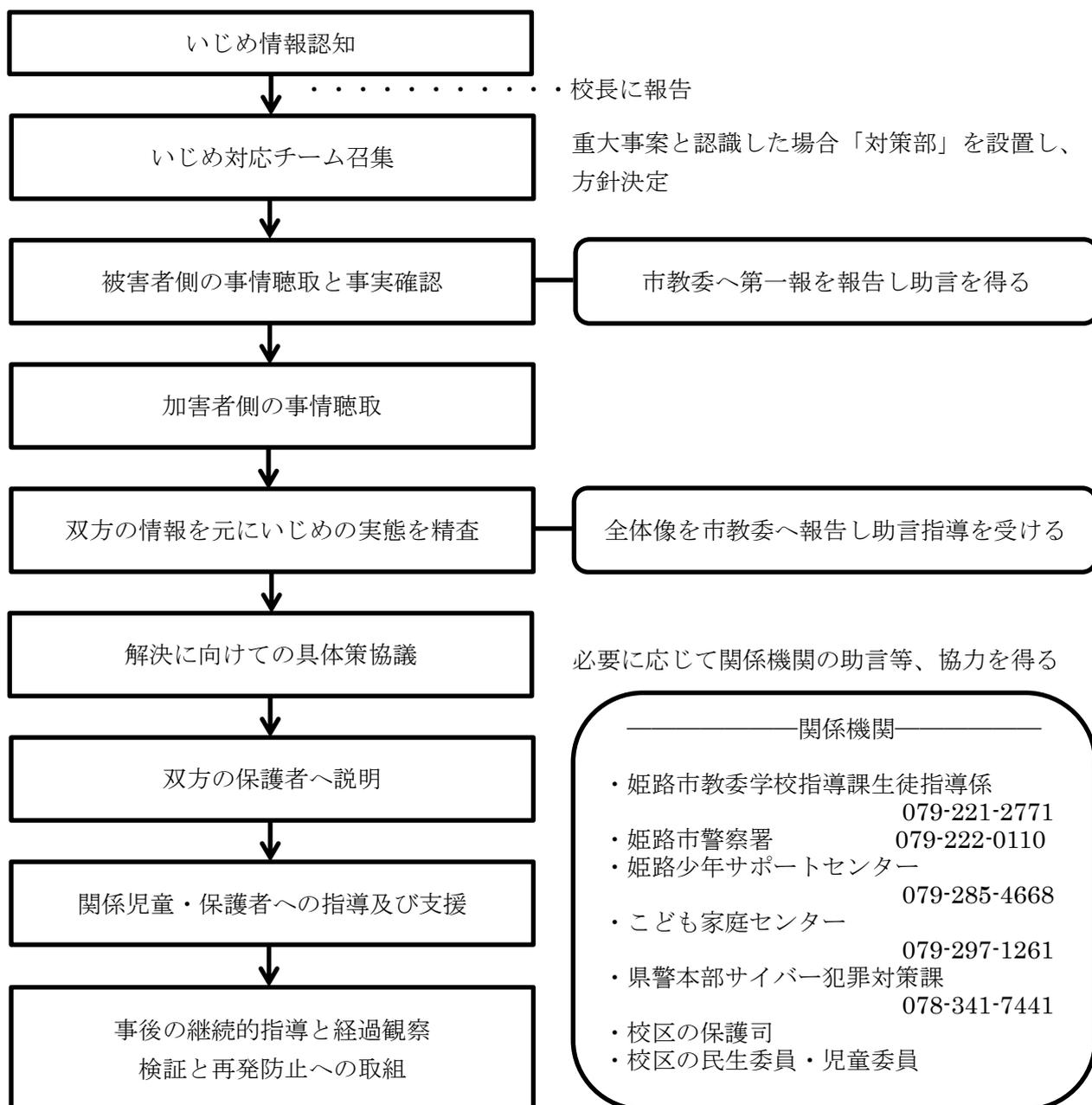
<校内指導体制及び関係機関>

○いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ対応チーム」を設置し、総合的ないじめ対策を推進する。

○「いじめ対応チーム」は、いじめの未然防止という観点から日常的な取組を組織的計画的に進める。また、いじめが認知されたときは、関係機関との連携のもと、迅速かつ適切に対応し、解決を図る。



いじめ問題発生時の対応 【構造図】



<留意点>

- ①いじめ事案には、双方に認識のずれや主張の違いがあることが多く、一概に被害・加害を決めることができない場合が多い。事情聴取にあたっては、先入観や憶測を排し、十分に言葉を選んで問いかけるなど、慎重に行うことが重要である。
- ②被害・加害にかかわらず、児童一人一人の人権は等しく尊重されるべきものであるという観点に立ち、守秘義務を徹底することは勿論のこと、情報を出す際は、市教委等関係機関と密接に連携し、慎重かつ適切に対応しなければならない。
- ③マスコミへの対応が必要になった場合は、管理職が誠意をもって対応し、情報の提供機会や提供場所を一本化するなど、公正、公平に対応しなければならない。
- ④調査を行うための組織について
 - －学校が主体となる場合－
いじめ対応チーム等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査を行う。
 - －教育委員会が主体となる場合－
「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

6 いじめ防止に係る年間指導計画

月	会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	・職員会議 ・生活指導委員会	・学級作り ・町別児童会	・1年生を迎える会 ・PTA総会
5	・職員会議 ・生活指導委員会	・人権標語、ポスター作り ・小中連絡会	
6	・職員会議 ・生活指導委員会	・学級づくり ・学校評議員会 ・保幼小連絡会 ・小中一貫挨拶運動	・いじめアンケート ・オープンスクール
7	・職員会議 ・生活指導委員会	・校区人権教育学習会 ・ライフスキル教育 ・町別児童会 ・夏季休業前の生活指導 ・小中一貫挨拶運動	・個人懇談会
8	・カウンセリングマインド研修	・人権のつどい	・PTA親子美化作業
9	・職員会議 ・生活指導委員会	・小中一貫挨拶運動	・オープンスクール ・自然学校
10	・職員会議 ・生活指導委員会	・小中一貫挨拶運動 ・ライフスキル教育	・修学旅行
11	・職員会議 ・生徒指導委員会	・小中一貫挨拶運動	・全校集会
12	・職員会議 ・生活指導委員会	・薬物乱用防止教室 ・冬季休業前の生活指導 ・町別児童会 ・人権のつどい ・小中一貫挨拶運動	・希望懇談会
1	・職員会議 ・生活指導委員会	・小中一貫挨拶運動	・オープンスクール
2	・職員会議 ・生活指導委員会	・小中一貫挨拶運動 ・学校評議員会 ・学校保健委員会 ・ライフスキル教育	・いじめアンケート ・全校集会 ・学年末懇談会
3	・職員会議 ・生活指導委員会	・春季休業前の生活指導 ・町別児童会 ・小中連絡会 ・保幼小連絡会 ・小中一貫挨拶運動	・6年生を送る会